

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月13日

【四半期会計期間】 第21期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社イノベーション

【英訳名】 Innovation Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 兼 COO 富田 直人

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

【電話番号】 03 - 5766 - 3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 山崎 浩史

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

【電話番号】 03 - 5766 - 3800 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 山崎 浩史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第20期 第2四半期 連結累計期間	第21期 第2四半期 連結累計期間	第20期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(千円)	932,380	1,361,621	2,022,046
経常利益	(千円)	50,887	184,510	173,190
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益	(千円)	22,487	120,426	92,344
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	22,487	120,426	92,344
純資産額	(千円)	864,798	2,013,806	934,656
総資産額	(千円)	1,164,723	2,529,837	1,320,647
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	11.47	60.33	47.21
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	11.39	59.50	46.77
自己資本比率	(%)	74.2	79.5	70.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	162,473	256,449	262,420
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	151,109	33,077	182,443
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	53,356	924,236	75,588
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	619,636	1,813,626	666,017

回次		第20期 第2四半期 連結会計期間	第21期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	2.09	28.38

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、第20期より株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。本制度の導入に伴い、当該信託口が保有する当社株式を1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い国内外経済に深刻な影響が長期間に及ぶとの懸念が高まっており、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは、創業以来培ってきた営業、マーケティング、そしてテクノロジーのノウハウを活用して、「法人営業の新しいスタイルを創造する」事業の拡大に取り組んでまいりました。当第2四半期連結累計期間の売上高は、営業を中心とした人材採用の強化と費用対効果の高い集客施策の実施に加え、新型コロナウイルス感染症拡大への対応が急務となった企業や個人によるテレワーク関連カテゴリーの検索数が増加したことから、オンラインメディア事業を中心に拡大基調で推移いたしました。また、利益面においては、前期より取り組んでまいりました収益構造改善施策が奏功し、当初計画を大きく上回りました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における当社グループの売上高は1,361,621千円（前年同期比46.0%増）、営業利益は184,402千円（前年同期比263.7%増）、経常利益は184,510千円（前年同期比262.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は120,426千円（前年同期比435.5%増）となりました。

当第2四半期連結累計期間の報告セグメント別の業績の詳細は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの名称を従来の「セールスクラウド事業」から、「ITソリューション事業」へ変更しております。また、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(オンラインメディア事業)

オンラインメディア事業の主力である「ITトレンド」においては、当第2四半期連結累計期間の来訪者数（延べ人数）は新型コロナウイルス感染症の影響により検索数が増加したことから、8,099,105人（前年同期比153.9%増）となりました。以上の結果、オンラインメディア事業の売上高は1,132,748千円（前年同期比47.4%増）、セグメント利益は412,705千円（前年同期比59.4%増）となりました。

(ITソリューション事業)

ITソリューション事業の主力製品である「List Finder」においては、当第2四半期連結会計期間末のアカウント数は456件（前年同期比3.0%減）となったものの、アカウント当たりの単価は上昇いたしました。また、List Finderの大型アップデート投資が昨年度上期で完了したこと及びコクリゴ事業が収益貢献しはじめたことから、ITソリューション事業の売上高は228,873千円（前年同期比39.8%増）、セグメント利益は66,762千円（前年同期比1,136.2%増）となりました。

当第2四半期連結会計期間末における財政状態は、次のとおりであります。

(資産)

資産につきましては2,529,837千円となり、前連結会計年度末に比べ1,209,189千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が1,147,608千円、繰延税金資産が31,037千円、売掛金が20,414千円及び前払費用が13,794千円増加したことによるものであります。

(負債)

負債につきましては516,030千円となり、前連結会計年度末に比べ130,038千円増加いたしました。これは主に、賞与引当金が54,704千円、未払費用が46,252千円、未払法人税等が14,626千円及びその他の流動負債が23,070千円増加したことによるものであります。

(純資産)

純資産につきましては2,013,806千円となり、前連結会計年度末に比べ1,079,150千円増加いたしました。これは主に、資本金と資本準備金がそれぞれ477,964千円増加したこと及び親会社株主に帰属する四半期純利益120,426千円を計上したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ1,147,608千円増加し、1,813,626千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動の結果得られた資金は256,449千円(前年同期は162,473千円の獲得)となりました。この主な要因は、税金等調整前四半期純利益184,510千円、減価償却費16,020千円、賞与引当金が54,704千円増加、売上債権が20,414千円減少、未払費用が46,338千円増加、法人税等の支払額82,966千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動の結果支出した資金は33,077千円(前年同期は151,109千円の支出)となりました。この主な要因は無形固定資産の取得による支出23,177千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動の結果得られた資金は924,236千円(前年同期は53,356千円の支出)となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出14,988千円及び新株予約権の行使による株式の発行による収入928,705千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1,040千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000
計	2,500,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,289,600	2,392,600	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	2,289,600	2,392,600		

(注) 提出日現在発行数には、2020年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりであります。

第6回新株予約権

決議年月日	2020年7月15日
新株予約権の数(個)	3,795個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式の数(株)	普通株式 379,500株(注)3,4
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額 1株当たり5,270円(注)5
新株予約権の行使期間	2020年8月3日から 2023年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)6
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

新株予約権の発行時(2020年7月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的となる普通株式の総数は379,500株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権者による本新株予約権の各行使

- 請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第(4)項に定義する。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度：本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、本欄第(2)項に記載のとおり修正される。
- (4) 行使価額の下限：3,162円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項による調整を受ける。)
- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は379,500株(2020年3月31日現在の総議決権数19,979個に対する割合は18.99%)、交付株式数は100株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第(4)項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：1,210,498,740円(ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第(1)項を参照)。

3. 本新株予約権の目的となる株式の種類

本新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

なお、単元株式数は100株である。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は379,500株とする(交付株式数は、100株とする。)。ただし、本欄第(2)項乃至第(5)項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(1)項第 号に定義する。)が調整される場合(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第 号に従って下限行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(2)項第 号に定義する。)のみが調整される場合を含む。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、同項第 号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に同項第 号又は第 号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 本欄第(2)項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第 号、第 号又は第 号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第(3)項第 号d.に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。

行使価額は、当初5,270円とする。ただし、行使価額は本欄第(2)項又は第(3)項に従い、修正又は調整されることがある。

- (2) 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に、修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

「下限行使価額」は、3,162円(ただし、本欄第(3)項による調整を受ける。)とする。

本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約

権者に対し、修正後行使価額を通知する。

(3) 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、本項第 号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 本項第 号b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- b. 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- c. 本項第 号b.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したもとして本b.を適用する。）調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。ただし、本b.に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。
- d. 本号a.乃至c.の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号a.乃至c.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第 号d.の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第 号b.の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数含まないものとする。
- d. 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価

額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

本項第 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき（ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第（2）項に定める場合を除く。）。
- b. その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本項第 号の規定にかかわらず、本項第 号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第（2）項 号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

本項第 号乃至第 号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみ調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額を加えた額を、当該行使請求の時点において有効な行使株式数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。なお、当社は割当先との間で、割当先が、本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、割当先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定できること（以下「行使停止指定条項」という。）、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めたファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」という。）を締結した。

8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個につき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期会計期間 (2020年7月1日から2020年9月30日)
--	--------------------------------------

当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	2,787
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	278,700
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	3,309
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額等(千円)	922,255
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	2,787
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	278,700
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	3,309
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	922,255

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年8月6日 (注)1	1,500	2,008,700	3,195	354,479	3,195	333,889
2020年8月7日 (注)2	3,700	2,012,400	9,749	364,229	9,749	343,639
2020年8月11日～ 2020年9月30日 (注)1	277,200	2,289,600	461,795	826,024	461,795	805,434

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
富田 直人	東京都渋谷区	838,100	36.60
株式会社NTI	東京都渋谷区広尾4丁目1 6 6 1 0	200,000	8.74
株式会社日経ビーピー	東京都港区虎ノ門4丁目3 1 2	140,000	6.11
株式会社日本カストディ銀行 (信託E)	東京都中央区晴海1丁目8 1 2	75,800	3.31
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	59,043	2.58
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPR D AC ISG (FE-AC) (常任代理人:株式会社三菱 UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 1 33 FLEET STREET LOND ON EC4A2BB UNITED KI NGDOM 東京都千代田区丸の内2丁目7 1	54,600	2.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託E)	東京都中央区晴海1丁目8番1 2号	47,100	2.06
遠藤 俊一	東京都大田区	40,000	1.75
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番2 1号	31,900	1.39
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人:ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 S HOE LANE, LONDON EC4 A 4AU, U.K. 東京都港区六本木6丁目1 0 1 六本木ヒ ルズ森タワー	29,800	1.30
計		1,516,343	66.23

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

- 株式会社日本カストディ銀行(旧名称:資産管理サービス信託銀行株式会社)(信託E)の所有株式47,100株は株式給付信託(J-ESOP)導入に伴う当社株式であります。
- 資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日にJTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,288,400	22,884	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,200		
発行済株式総数	2,289,600		
総株主の議決権		22,884	

(注) 1. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式59株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(旧名称:資産管理サービス信託銀行株式会社)(信託E口)が保有する当社株式47,100株(議決権471個)が含まれております。

【自己株式等】

当社は、株式給付信託(J-ESOP)を導入しており、信託財産として株式会社日本カストディ銀行(旧名称:資産管理サービス信託銀行株式会社)が当社株式47,100株を保有しております。当該株式につきましては、四半期連結財務諸表においては会計処理基準に基づき自己株式として計上しておりますが、前記「発行済株式」においては、会社法に規定する自己株式に該当せず議決権も留保されているため、「完全議決権株式(その他)」に含めており、「議決権制限株式(自己株式等)」または「完全議決権株式(自己株式等)」には含めておりません。なお、単元未満株式を59株保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	666,017	1,813,626
売掛金	272,309	292,723
前払費用	47,109	60,904
その他	21,075	1,415
貸倒引当金	1,421	111
流動資産合計	1,005,089	2,168,557
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	9,874	9,393
工具、器具及び備品(純額)	9,369	7,817
有形固定資産合計	19,243	17,211
無形固定資産		
のれん	43,760	41,395
ソフトウェア	83,278	101,488
ソフトウェア仮勘定	22,593	13,573
その他	0	
無形固定資産合計	149,632	156,456
投資その他の資産		
投資有価証券	48,483	48,483
関係会社株式	7,243	13,843
従業員に対する長期貸付金		3,300
繰延税金資産	64,943	95,981
その他	26,125	26,210
貸倒引当金	114	208
投資その他の資産合計	146,681	187,611
固定資産合計	315,558	361,279
資産合計	1,320,647	2,529,837

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	101,244	106,474
1年内返済予定の長期借入金	19,271	4,283
未払法人税等	86,600	101,227
未払費用	82,234	128,487
賞与引当金		54,704
その他	86,017	109,088
流動負債合計	375,369	504,264
固定負債		
株式給付引当金	10,022	11,765
繰延税金負債	599	
固定負債合計	10,622	11,765
負債合計	385,991	516,030
純資産の部		
株主資本		
資本金	348,059	826,024
資本剰余金	327,469	805,434
利益剰余金	299,096	419,522
自己株式	39,968	39,968
株主資本合計	934,656	2,011,012
新株予約権		2,794
純資産合計	934,656	2,013,806
負債純資産合計	1,320,647	2,529,837

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
売上高	932,380	1,361,621
売上原価	487,512	686,088
売上総利益	444,867	675,532
販売費及び一般管理費	394,163	491,130
営業利益	50,703	184,402
営業外収益		
受取利息	3	2
雑収入	734	149
営業外収益合計	738	151
営業外費用		
支払利息	148	43
創立費	220	
支払手数料	150	
雑損失	35	0
営業外費用合計	554	43
経常利益	50,887	184,510
税金等調整前四半期純利益	50,887	184,510
法人税、住民税及び事業税	44,414	95,722
法人税等調整額	16,014	31,637
四半期純利益	22,487	120,426
親会社株主に帰属する四半期純利益	22,487	120,426

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
四半期純利益	22,487	120,426
四半期包括利益	22,487	120,426
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	22,487	120,426
非支配株主に係る四半期包括利益		

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	50,887	184,510
減価償却費	10,939	16,020
受取利息及び受取配当金	3	2
貸倒引当金の増減額(は減少)	409	1,216
賞与引当金の増減額(は減少)		54,704
株式給付引当金の増減額(は減少)	4,774	1,743
支払利息	148	43
のれん償却額		2,365
株式報酬費用	2,996	6,245
売上債権の増減額(は増加)	32,623	20,414
仕入債務の増減額(は減少)	31,099	5,229
未払費用の増減額(は減少)	3,518	46,338
前払費用の増減額(は増加)	36,722	550
その他	14,323	38,172
小計	188,439	333,190
利息及び配当金の受取額	3	2
利息の支払額	139	34
法人税等の支払額	25,830	82,966
法人税等の還付額		6,258
営業活動によるキャッシュ・フロー	162,473	256,449
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,976	
無形固定資産の取得による支出	26,386	23,177
有価証券の取得による支出	50,000	
関係会社株式の取得による支出		6,600
従業員に対する長期貸付けによる支出		3,300
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2	72,746
投資活動によるキャッシュ・フロー	151,109	33,077
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	14,988	14,988
自己株式の取得による支出	39,968	
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,600	928,705
新株予約権の発行による収入		10,519
財務活動によるキャッシュ・フロー	53,356	924,236
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	41,992	1,147,608
現金及び現金同等物の期首残高	661,628	666,017
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 619,636	1 1,813,626

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響)

当第2四半期連結累計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響について、重要な変更はありません。

(従業員に対する株式給付信託(J-ESOP))

当社は、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入しております。

1. 制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額は除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第2四半期連結会計期間末において39,893千円、47,100株であります。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
役員報酬	31,200千円	58,905千円
給与手当	117,751 "	118,749 "
賞与引当金繰入額	28,550 "	81,844 "
株式給付引当金繰入額	4,774 "	1,743 "
法定福利費	24,259 "	34,196 "
貸倒引当金繰入額	409 "	1,216 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	619,636千円	1,813,626千円
現金及び現金同等物	619,636千円	1,813,626千円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の内訳
前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
株式の取得により新たに株式会社コクリポを連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳並びに
同社株式の取得価額と同社株式取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	17,618千円
ソフトウェア	24,878
のれん	47,308
流動負債	806
同社株式の取得価額	89,000
現金及び現金同等物	16,253
差引：取得のための支出	72,746

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
未日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2019年5月27日開催の当社取締役会決議に基づき、自己株式47,100株の取得を行っております。また、2019年6月21日開催の株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式を14,000株発行いたしました。この他、第1四半期連結会計期間において新株予約権の行使により普通株式が20,400株増加いたしました。この結果、単元未満株式の買取による自己株式の増加を含め、当第2四半期連結累計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,922千円、自己株式が39,968千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が348,059千円、資本準備金が327,469千円、自己株式が39,968千円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
未日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2020年7月15日開催の当社取締役会決議に基づき、2020年7月31日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の一部行使により普通株式が278,700株増加いたしました。また、同日開催の当社取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を3,700株発行いたしました。この結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ474,739千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において、資本金が826,024千円、資本剰余金が805,434千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	オンライン メディア事業	ITソリュー ション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	768,614	163,765	932,380		932,380
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	768,614	163,765	932,380		932,380
セグメント利益	258,912	5,400	264,313	213,609	50,703

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	オンライン メディア事業	ITソリュー ション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,132,748	228,873	1,361,621		1,361,621
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	1,132,748	228,873	1,361,621		1,361,621
セグメント利益	412,705	66,762	479,468	295,065	184,402

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、今後の事業展開を鑑み、従来「オンラインメディア事業」に含めておりましたコクリポ事業を「セールスクラウド事業」に移管し、当該報告セグメント名称を「ITソリューション事業」としております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	11円47銭	60円33銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	22,487	120,426
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	22,487	120,426
普通株式の期中平均株式数(株)	1,960,354	1,996,102
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	11円39銭	59円50銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	13,966	27,827
(うち新株予約権(株))	13,966	27,827
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

(行使価額修正条項付新株予約権の行使による増資)

2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2020年7月31日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の一部について、2020年10月1日から2020年10月7日までの間に以下のとおり行使されております。

(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 100,800株
(2) 行使新株予約権個数	1,008個
(3) 行使価額総額	325,966千円
(4) 増加した資本金の額	164,380千円
(5) 増加した資本準備金の額	164,380千円

なお、2020年10月7日付で、第6回新株予約権(行使価額修正条項付)のすべての行使が完了しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月12日

株式会社イノベーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 栄一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イノベーションの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イノベーション及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。